

室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別紙の「室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー使用ガイド」に定める「室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー」(以下「キャッチコピー」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッチコピー)

第2条 キャッチコピーは、別紙に掲げるものとする。

(キャッチコピーの使用基準)

第3条 キャッチコピーについては、次にかかげる基準を満たす場合に原則自由に、誰でも使用することができる。

- 一 室生赤目青山国定公園協会の規約に規定する目的に沿ったものであること。
- 二 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
- 三 法令や公序良俗に反しないこと。
- 四 「室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー使用ガイド」を遵守すること。

(キャッチコピーの使用料)

第4条 キャッチコピーの使用は、無料とする。

(キャッチコピーの使用手続き)

第5条 キャッチコピーを使用するときは事前に、室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー使用届(別紙様式)を室生赤目青山国定公園協会に提出しなければならない。ただし、次に該当する場合はその提出を省略することができる。

- 一 室生赤目青山国定公園協会およびその関係機関が第3条に基づき使用するとき。
- 二 室生赤目青山国定公園内の所有者または管理者が使用するとき。
- 三 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- 四 その他、室生赤目青山国定公園協会が室生赤目青山国定公園協会

の目的に寄与すると認めるとき。

(不当表示の回避)

第6条 キャッチコピーの使用にあたっては、第3条に基づき、利用者等に不快感や誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

(使用者の責務)

第7条 キャッチコピーが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合は一切の責任はキャッチコピーの使用者が負うものとし、キャッチコピーの使用者は誠意を持って必要な処置を講じなければならない。

(使用の中止等)

第8条 室生赤目青山国定公園協会はキャッチコピーの使用に関し、次に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、または中止させることができる。

- 一 特定の個人または団体・企業の売名に利用とする場合。
- 二 不当な利益を得るために利用とする場合。
- 三 室生赤目青山国定公園協会の品位を傷つけ、またはキャッチコピーを制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合。
- 四 室生赤目青山国定公園協会が行う事業、または室生赤目青山国定公園協会が支援等を行う事業を推進するうえで支障が生ずるおそれがある場合。
- 五 定められた使用方法によって使用していないと認められる場合。

(キャッチコピーの使用状況等の調査)

第9条 室生赤目青山国定公園協会はキャッチコピーの適正な活用を図るため必要と認める場合、キャッチコピーの使用者に対し、キャッチコピーの使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(キャッチコピーの権利)

第10条 キャッチコピーの著作権等に関する一切の権利は室生赤目青山国定公園協会に帰属する。

(キャッチコピーの管理)

第11条 キャッチコピーの管理は室生赤目青山国定公園協会において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、キャッチコピーの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー使用届

室生赤目青山国定公園協会長殿

室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー取扱い規程第5条にもとづき、使用について届出します。

届出日	年 月 日
団体名	
代表者名	印
住 所	〒
電話番号 F A X 番号 email	
担当者名	
使用目的	
使用期間	(期間が決まってるときのみ記入)
備 考	

(キャッチコピーの使用に関する資料があれば添付してください)

(別紙)

室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー使用ガイド

四季あざやか 室生赤目青山国定公園

室生赤目青山国定公園指定50周年記念キャッチコピー

(注意)

1. キャッチコピーは上記のものとする。